

実習希望者のみなさまへ

* 未成年の方は保護者と一緒にご覧ください。

「新卒者就職応援プロジェクト」を活用ください！

I 新卒者就職応援プロジェクトについて

新卒者就職応援プロジェクトは、平成 19 年 9 月以降に高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校を卒業した（する）者であって就職先が未内定の方を対象に、中小企業の生産現場等に触れる機会を付与するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための長期間（6 ヶ月）の職場実習（インターンシップ）等を実施することを目的としています。

1. 事業の対象者

本事業の実習対象者は、下記(1)～(3)全てに該当する事を条件とします。

- (1)平成 19 年 9 月以降に、高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校などを卒業した（する）者
- (2)本プロジェクト参加時点で、就職未内定である者
- (3)本事業の趣旨である「中小企業の仕事現場に触れながら、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得することを目指す」ことを十分に理解し、アルバイト等短期労働を目的としない者

【ポイント 1】 ～求められる技能・技術・ノウハウ等を習得できる～

職場実習期間を通じて働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得でき、自分に合った職場かどうかを見極めることができます。

【ポイント 2】 ～様々なアドバイスが受けられる～

受入企業の実習カリキュラムに沿って、キャリアコンサルタント等からアドバイスが受けられるほか、職場実習期間中も、適宜アドバイスが受けられます。
その後の就職に関することも相談できます。

【ポイント 3】 ～実習中の負傷に対する補償～

実習中に万が一怪我をした場合（通所中の事故も含む。）は、本会が加入する「インターンシップ総合保険」で医療費の自己負担額が支払われます。（上限あり）

【ポイント 4】 ～実習開始から実習終了までのフォローアップ～

実習開始から実習終了に至るまでの相談対応など、キャリアコンサルタントを派遣いたします。
実習中は、実習先にキャリアコンサルタントが訪問し、実習生と受入企業担当者と面談を行いますので、実習の悩みなど相談ができます。

【ポイント 5】 ～助成金が支給されます～

実習生には、「技能習得支援助成金」として 1 日 7,000 円、が支給されます。

※ 在学中の実習生及び失業等給付を受給中の実習生には助成金は支給されません。

【ポイント6】 ～実習期間中の就職活動～

職場実習期間中の就職活動は、事前に会社に申し出るにより行うことができます。
※就職活動を行った日は、助成金は支給されません。

Ⅱ 新卒者就職応援プロジェクトの申込み手続き

新卒者就職応援プロジェクトへの参加にあたっては、以下の内容についてご理解いただいたうえで、登録申込みをお願いします。

なお、未成年の方は、保護者をご相談のうえ手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. 必要書類及び提出先

登録を希望される方は以下の必要書類を、受付期間内に郵送又は持参のうえ提出してください。

(1) 必要書類

- ① 実習希望者登録用紙
- ② 個人情報取得・利用に関する同意書

(2) 受付期間

平成 22 年 12 月 1 日(水)～平成 23 年 5 月 31 日(火) 17:00 必着

※土曜日・日曜日・祭日を除く 9 時～17 時

(3) 提出先等

必要書類①②（各 1 部）を山梨県中小企業団体中央会に提出してください。

必要書類の提出先

〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2-2-1
山梨県中小企業団体中央会 組織開発部労働課
新卒者就職応援プロジェクト事務局

注) 提出いただいた書類は返却いたしません。

2. 注意事項【重要】

- ・インターンシップ期間中は、真摯な態度で研修に臨むようお願いいたします。なお、企業より苦情がある場合には、インターンシップを中止する場合があります。
- ・実習生は、実習受入先企業から金品その他（実習生に対しての特別手当、名目は問わない）を受け取り又はサービス等の利益の收受をしてはならない。
- ・実習生は、実習受入企業先でのアルバイトは禁止です。
- ・実習生は実習中、実習受入企業の自動車等の車両の運転はできません。

3. 助成金の支払いについて

- ・インターンシップ期間中は、指定された日報に業務内容を日々記録していただきます。受入企業から山梨県中小企業団体中央会に提出することにより、指定の口座に助成金が振り込まれます。（例 7 月分の請求は 8 月 31 日振込）

4. 社会保険等の取り扱い

- ・本事業は「雇用」ではありませんので、社会保険（健康保険、国民年金（20 歳以上）等）は各自で対応願います。

5. 個人情報の取り扱いについて

- ・個人情報は、新卒者就職応援プロジェクト事業以外の目的には利用されません。別添「個人情報取得・利用に関する同意書」の内容について同意いただける場合には、登録用紙とともに山梨県

中小企業団体中央会に提出願います。

- 個人情報は、本人の同意を得ずに第三者へ開示することはありません。
- 登録した個人情報について変更、削除を希望する場合は、山梨県中小企業団体中央会までご連絡ください。

6. 保護者の皆様へ

- 未成年の方は、職場実習の受入れにあたり保護者の同意が必要となりますので、保護者の皆様もこの資料をよくお読みいただいたうえで、お申し込みいただきますようお願いいたします。

7. 問い合わせ先

山梨県中小企業団体中央会 組織開発部労働課 TEL. 055-237-3215